

事 務 連 絡
令和 5 年 3 月 8 日

一般社団法人兵庫県薬剤師会長 様

兵庫県保健医療部薬務課長

**新型コロナウイルス感染症における経口抗ウイルス薬（パキロビッド®パック）
の医療機関及び薬局への配分について（令和5年3月3日最終改正）**

標記のことについては、令和4年12月27日付け事務連絡により改正のお知らせをしているところですが、この度、令和5年3月3日付けで別添厚生労働省事務連絡のとおり改正され、本県で在庫配置できるパキロビッド対応薬局数の目安数の上限が引き上げられました。

この改正を受け、本県でもより多くの薬局を対応薬局として登録可能とするため、「対応薬局の条件」を別紙1のとおり改めることとしました（「ラゲブリオの調剤実績がある薬局」の条件を削除）。

つきましては、別紙1「対応薬局の条件」等を御理解のうえ、登録への御協力をいただきますよう、貴会員に御周知願います。

<問い合わせ>

兵庫県保健医療部薬務課薬務指導班

TEL 078-341-7711（内線 3308・3311）

別紙 1

1 対応薬局としての条件

以下の全ての条件を満たす薬局であること。

- ①厚生労働省事務連絡「新型コロナウイルス感染症における経口抗ウイルス薬(パキロビッド®パック)の医療機関及び薬局への配分について(最終改正分)」の内容を十分に理解のうえで適切な取扱いが可能な薬局であること。
- ②「新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いについて」(令和2年4月10日付厚生労働省医政局医事課、医薬・生活衛生局総務課連名事務連絡)「2. 薬局における対応」に記載する服薬指導等の実施や、薬剤の広域的な配送等の対応を行うこと。
- ③夜間・休日、時間外、緊急時の対応(輪番制による対応含む)を行うこと。
- ④県内の対象医療機関と緊密な連携がとれること。
- ⑤対応薬局間(地域の他の薬局へ)の薬剤供給体制についても御協力頂くことがあること。
- ⑥併用薬の確認などが適切に行える薬局であること。

2 対応薬局毎の在庫上限数について

より多くの薬局を対応薬局として登録可能とするため、引き続き対応薬局毎の在庫上限数を12人分とします。

パキロビッドの供給量に限りがあることから、過度な在庫や、必要以上の配分依頼(発注)は控えていただくようお願いします。

3 留意事項

- 薬局から患者宅等に薬剤を届ける場合における配送費等については「薬局における薬剤交付支援事業」が活用可能です。
- 処方・調剤の流れ、パキロビッドを処方する医療機関と薬局の連絡等の手順(その際、患者の状態や療養環境、入院調整の有無等に関する情報共有なども考慮)を確認できるようにしておくこと。
- 県でリスト化された薬局は、厚生労働省、ファイザー株式会社の登録が終了した時点で当該業者から連絡があります。
- 登録内容は一部を除き、原則公開となります。
- パキロビッドは国有品であり、他の医療機関や薬局への譲渡はできません。
- 登録後に薬局の閉局や保険薬局コードの変更が伴うような変更(近距離移転、法人化等)を行おうとする場合は、事前に県薬務課薬務指導班(TEL: 078-341-7711(内線 3308・3311))まで御連絡いただきますようお願いします。

3 申出

パキロビッド対応薬局として、協力可能な薬局は、別添厚生労働省からの事務連絡を熟読のうえ、以下の URL 若しくは QR コードから登録の申出を行ってください。

<URL> <https://www.e-hyogo.e/g-front.jp/hyogo/uketsuke/form.do?id=1678149266292>

<QR コード>

